

令和元年 10 月 3 日 (木) から

秋田県の最低賃金が変わります。

1 時間あたり (28円引き上げられ)



790円に!



秋田県内すべての労働者に適用されます。

次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- (3) 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金



ご存知ですか?

最低賃金制度は、国が最低賃金法に基づいて賃金の最低額を定め、使用者は、これ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとするものです。

今回改定された秋田県最低賃金は、県内の事業所に雇用される全ての労働者に適用される地域別最低賃金です。

最低賃金は、臨時職員、パートタイマー、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。

日給や月給等の場合についても最低賃金は適用されますので、時間額に換算して最低賃金と比較します。

日給額 ÷ 1 日の所定労働時間数 月給額 ÷ 1 か月の平均所定労働時間数

使用者の方は、上記最低賃金を下回る金額で労働者を使用すると最低賃金法違反となります。

【問合せ先】秋田労働局賃金室 (018 - 883-4266) 又は最寄りの労働基準監督署